

注意事項

対象者として認定された場合、学用品・通学用品費（新入学含む）の支給を受けるためには、保護者からの支給申請が必要です。

その際、申請書とあわせて、購入先が発行した領収書やレシート（商品名の記載のあるもの）などの提出が必要となります。



対象となる学用品等は、下記のとおりです。

※ 日常生活と区別できる学用品及び通学用品が対象です。

〈学用品の例〉

ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞書類、上靴、体育用ズック靴、体操服、絵の具セット、習字セット、水泳道具、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、仮入学時に買い揃える用品 等

〈通学用品の例〉

通学用靴、通学用バッグ、雨傘、雨靴、帽子、水筒 等

〈新入学児童生徒学用品・通学用品の例〉

ランドセル、通学カバン、学生服 等のほか
上の〈学用品・通学用品の例〉で挙げた用品すべて申請可能

★お願い★

※4月以降、学用品等を購入した際の領収書・レシートなどを保管しておいていただくようお願いします。

※ランドセル等の新入学準備品は、入学前に購入される場合も支給対象としますので、領収書・レシートの保管に、特にご注意ください。

※制度の詳細については、宇部市ホームページに掲載しております。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/kosodate_teate/1003570.html

宇部市 特別支援

検索

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号（本庁舎）

宇部市教育委員会 教育支援課

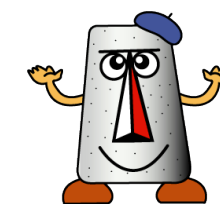
特別支援教育推進係

TEL : 0836-34-8625 FAX : 0836-22-6066

特別支援学級や

通級指導教室へ

通われるお子様の



特別支援教育就学奨励費の ご案内

令和4年5月

宇部市教育委員会
教育支援課

●特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者、および他校通級の児童生徒の保護者を対象とし、就学のために必要な経費の一部を支給することにより、保護者の負担軽減を図る制度です。



●支給対象者の認定基準

児童生徒の属する世帯全員の前年中所得（社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除）が、厚生労働省が定める需要額の2.5倍未満の方

⇒ **【対象経費】①～⑧すべて対象**

児童生徒の属する世帯全員の前年中所得（社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除）が、厚生労働省が定める需要額の2.5倍以上の方

⇒ **【対象経費】⑥⑦⑧のみ対象
（交通費実費額の1/2を支給）**

※世帯ごとの需要額は、世帯構成・世帯員の年齢・その他の条件で異なります。

《参考》4人世帯
両親の年齢：20～40代 小学生の子供2人を養育している場合
↓
年間の需要額＝約250万円
この場合、世帯の合計所得約625万円までの方が、認定（2.5倍未満）

※生活保護および就学援助受給者は、対象から除きます。

※ 他校通級の方の支給について

通級のための交通費のみ支給対象となります。他費目の申請はできません。就学援助との併給が可能です。

●支給までの流れ

5月 認定手続き等の詳細について、学校から書類を配布
↓
6月 市教委にて、要否判定
↓
7月 決定通知書および支給申請様式等を送付
↓
支給申請を受けて、指定された保護者口座へ振り込み
（支給予定時期については、右表参照）

（年度途中での在籍変更・通級指導開始の場合は、それぞれ別の時期になります。）

【対象経費】

支給費目	小・中の別	支給額	支給申請・支給予定等
① 学校給食費	小学校	2,200円/月	【支給予定】 <1学期分> 8月 <2学期分> 1月 <3学期分> 3月（精算額を支給） 学校給食課に給食の状況を確認の上、支給します。
	中学校	2,450円/月	
② 学用品・通学用品購入費	小学校	実額の1/2 【限度額】5,820円	※保護者から「 学用品・通学用品購入費一覧表 」を提出 【支給予定】 申請のあったものから随時支給 年3回：10月・1月・3月 ※ 詳しくは裏表紙をご覧ください。
	中学校	実額の1/2 【限度額】11,370円	
③ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（新1年生のみ）	小学校	実額の1/2 【限度額】25,555円	※保護者から「 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費一覧表 」を提出 （年度途中の認定者は、支給対象となりません） 【支給予定】 年3回：10月・1月・3月 申請のあったものから随時支給 ※ 詳しくは裏表紙をご覧ください。
	中学校	実額の1/2 【限度額】28,990円	
④ 修学旅行費	小学校	実額の1/2 【限度額】10,790円	学校から「修学旅行費計算書」を提出 【支給予定】 随時支給 なお、修学旅行に要する経費のうち、交通費・宿泊費等の経費が支給対象となります（一部援助できない経費もあります）。
	中学校	実額の1/2 【限度額】28,860円	
⑤ 校外活動等参加費	小学校	実額の1/2 【限度額】 右記参照	学校から「校外活動費計算書」を提出 【支給予定】 随時支給 【限度額】 <宿泊を伴わないもの> （小学校）800円（中学校）1,155円 <宿泊を伴うもの> （小学校）1,845円（中学校）3,105円
	中学校	実額の1/2 【限度額】 右記参照	
⑥ 通学に要する交通費	小・中学校	実費額	学校から「通学費支給申請書」を提出 【支給予定】 随時支給 ただし、学校長が必要と認めたものに限りです。
⑦ 職場実習交通費（中学校のみ）	中学校	実費額	学校から「職場実習交通費支給申請書」を提出 【支給予定】 随時支給 （バス・JRを利用したもの）
⑧ 交流及び共同学習交通費	小・中学校	実費額	学校から「交流学习交通費支給申請書」を提出 【支給予定】 随時支給 （バス・JRを利用したもの）